

令和 6 年度

委託 第 21 号

下田公園植栽管理業務委託

特 記 仕 様 書

おいらせ町 向山南 外 地内

おいらせ町

1. 適用

本業務の施行にあたっては、公園・緑地維持管理研究会「公園・緑地の維持管理と積算」に準拠するほか、本特記仕様書、業務委託契約書、関係法令等に基づき実施しなければならない。

2. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 業務場所

下田公園

※詳細は別紙図面を参照

4. 業務概要

草刈、樹木管理、落ち葉収集処分等

※詳細は別紙下田公園植栽管理業務委託業務内容、数量表を参照

5. 作業体制

①受注者は、現場担当者を選任し業務工程表を作成したうえで、業務を実施するものとし、現場担当者に変更があった場合は、監督員に報告を行うこととする。

②現場担当者は、常に監督員と連絡をとれるよう体制を整えることとする。

③不可抗力等により業務の遂行が困難になった場合は、監督員に確認・協議のうえ業務を進めることとする。

6. 使用機械器具等

本業務で使用する機械器具等は受注者の負担とする。

ただし、業務の実施に伴い必要となる、電気及び水道については公園内のものを使用してよい。

7. 機密の保持

受注者は、業務上知り得た機密及び個人情報については、ほかに漏らしてはならない。

また、本記載事項については、委託業務終了後も適用する。

8. 法令の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

9. 業務の注意事項

①本業務の実施にあたっては、来園者が快適に利用できるよう安全に十分注意し、効率的かつ迅速に作業を行うものとし、事故が発生した場合は、事故報告書を監督員に提出するものとする。

②業務により、施設等の損傷をした場合は、監督員に報告すると共に受注者の負担で現状に復旧するものとする。

10. 提出書類

| No. | 書 類 | 部数 | 備 考 |
|-----|----------------------|----|----------------------|
| 1 | 業務着手届け | 1 | 業務着手後速やかに |
| 2 | 請負代金内訳書 | 1 | 業務着手後速やかに |
| 3 | 現場担当者通知書 | 1 | 業務着手後速やかに |
| 4 | 現場担当者経歴書 | 1 | 業務着手後速やかに |
| 5 | 業務工程表 | 1 | 契約締結後14日以内 |
| 6 | 四半期毎支払表 | 1 | 契約締結後14日以内 |
| 7 | 履行報告書 | 1 | 毎月1回、翌月の14日まで |
| 8 | 作業月報 | 1 | 毎月1回、翌月の14日まで |
| 9 | 業務写真帳 | 1 | 毎月1回、翌月の14日まで又は必要の都度 |
| 10 | 一部業務完了届 | 1 | 四半期ごと、翌月の14日まで |
| 11 | 出来高数量表 | 1 | 四半期ごと、翌月の14日まで |
| 12 | 事故報告書 | 1 | 事故発生時 |
| 13 | 業務完了届 | 1 | 業務完了の日から5日以内 |
| 14 | 引渡書 | 1 | 業務完了の日から5日以内 |
| 15 | 打合簿、その他、監督員が必要と認める書類 | | |

11. 契約代金支払

本業務の契約代金の支払いは四半期ごと出来高払いの年4回払いとする。

12. その他

特記仕様書で定めのない事項について疑義がある場合は協議し定めるものとする。

下田公園植栽管理業務委託業務内容

1. 適切な業務の施行

本業務の施行に当たっては、年間を通して計画的に行う必要があり、作業対象植物等の生長具合・種類のみでなく、公園の利用状況、業務内容が公園に与える影響等を考慮し、園内の景観・美観に配慮した効率的かつ適切な作業を行うこととする。

また、園内の良好な管理のため、数量・方法等の変更が必要な場合は監督員と協議を行うものとする。

2. 緊急時の対応

災害時の倒木や立ち枯れ等による、来園者等への危険性を減らすため、伐採・除去などの緊急対応が必要となる。そのため、これらを早期・対応するための、体制の整備等の対策を行うこととする。

3. 現場発生材等及び危険物の処理

本業務の実施により発生する刈草・落ち葉等の現場発生材等の処分については、受注者の責任において公園外に搬出・処分することとする(※一部を除く)。

また、作業時にビン・カン・紙・ビニール等のごみ及びガラス等の危険物があった場合は、適宜処理し、処分については監督員と協議をおこなうこととする。

4. 病虫害の防除について

病虫害の発生は被害の拡大を防止するため予防・発見に努めるとともに、発生の際には監督員と協議のうえ対応を行うこととする。

5. 業務の安全管理

本業務上支障となるものについては、必要とみなされるものであれば、適宜処理をすることとする。

ただし、民地境界等により判断の難しい場合は、監督員と協議のうえ対応することとする。

また、作業時には、ほこり・小石・薬剤等の飛散防止対策等を実施し、来園者及び作業員の安全を確保することとする。

6. その他

1) 作業時は、周辺の樹木・施設等の巡視・確認を行い異常があれば、監督員に報告のうえ対応を行うこととする。

2) 作業により、芝生・公園内等に重度の不等沈下等が発生した場合は、整地作業を行うこととする。

3) 本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

4) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において歳出予算におけるこの契約の契約金額について

減額又は削減された場合には、この契約を変更または解除することができる。

- (1) ア)の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。
 - (2) ア)の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。
- イ)業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等(以下「最低賃金等」という。)の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。